

心身障害者医療費助成

中学校卒業などで受給対象となる方は手続きを

この春中学校を卒業し、江東区子ども医療費助成(予)制度の受給が終了(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)する方のうち、次に該当する方は心身障害者医療費助成(障)制度の対象となりますので、申請手続きをしてください。

「対象となる方」

次のいずれかの手帳をお持ちの重度障害のある方で、健康保険に加入している方

○身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害について3級まで)

○愛の手帳1度・2度

「対象とならない方」

○保護者等の所得が所得制限基準額を超えている方(下表参照)

○生活保護を受給中の方

○健康保険の自己負担のない施設に入所している方

「申請に必要なもの」

○対象となる方の身体障害者手帳または愛の手帳

○対象となる方の健康保険証

所得制限基準額表

適用期間		4/1(土)～8/31(木)
対象所得		平成27年中所得
扶養親族の数	所得制限基準額	扶養親族が5人を超えるときは、1人につき38万円を加算します。 扶養親族の中に、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がいるときは、左記基準額に一定額を加算します。 医療費・社会保険料(一律80,000円)・配偶者特別控除等については、総所得より相当額を控除します。
0人	3,604,000円	
1人	3,984,000円	
2人	4,364,000円	
3人	4,744,000円	
4人	5,124,000円	
5人	5,504,000円	

検便(腸内病原細菌検査)事業

4月から実施方法、受付窓口が変更

消化器系感染症の集団発生は

飲食物に起因することが多いといわれています。区では食中毒対策として検便(腸内病原細菌検査)を実施しています。4月から実施方法、受付窓口を変更しますのでご注意ください。

「対象者」

江東区に住民登録がある方および、区内に所在する施設等での業務に従事する方

○給食施設で給食業務に従事する方

カラスの被害を防止

ごみの出し方と繁殖期への対策を

都会でカラスの生息数が増えすぎたために、「鳴き声がうるさい」「ごみ集積所を荒らされた」「威嚇・攻撃された」などの被害が起こるようになりました。カラスによる被害を防止し、快適な生活環境を守るために、次のような対策に取り組みしましょう。

ごみへの対策

カラスが増えた原因のひとつは、人が出す大量の生ごみが餌となっていることです。次のようなちよつとした心がけで、生息数の増加を抑えるとともに、

いします。

「危険管理課危機管理係」

☎(3647)9382
FAX(3647)9651

ットを受け取り、帰宅後、便をとり、氏名シール等を貼って検便専用封筒に入れ、郵送してください③受付日から1週間後に、検査結果を郵送します。

「実施期間」

4月～平成30年3月までの第2・4火曜※詳しくは区ホームページでご確認ください

「受付時間」

午前9時～正午、午後1時～3時

「検便の受付方法」

①江東区保健所(東陽2-1-1)窓口にある「菌検査申込書」に必要事項を記入し、検査費用をお支払いください②採便管セ

卵を産んでヒナを育てる「繁殖期」にあたります。この時期に、卵やヒナを守るため、近づく人を威嚇したり、攻撃したりすることがあります。

「巣を作らせない」

○カラスは巣を外から見られないように、枝葉の茂った大きな樹木などに好んで巣を作ります。枝を剪定して見通しを良くしましょう。

○針金ハンガーや紐類などは巣の材料になるので、屋外に放置しないようにしましょう。

「巣や落ちたヒナに近づかない」

○「カラスが頭上を低く飛び回る」などの威嚇行動があった場合は、巣が近くにある可能性があるので、すぐにその場を離れましょう。

○巣立ったばかりのヒナはうまく飛ぶことができず、地面に落ちてしまうことがよくあり

こどもショートステイ事業

協力家庭員を募集

一時預かりを個人の「協力家庭」宅でも実施

保護者の病気、出張、出産、育児疲れ等でこどもの養育が一時的にできない場合に、宿泊を伴ってこどもをお預かりする協力家庭員を募集します。

地域の皆さんとともに子育て世帯をサポートするショートステイ事業へのご協力をよろしくお願い致します。

詳しくは下表または区ホームページをご覧ください。

☎(3647)5879
FAX(3615)7171

④子育て支援課こども家庭支援係(3階15番)に電話または窓口で

☎(3647)4408
FAX(3647)9196

ます。親カラスはこのヒナを守るため人を威嚇することがあるので、落ちたヒナに近づかないようにしましょう。

巣の撤去について

カラスの巣を見つけても、被害のないときは特に撤去する必要はありません。しかし、カラスに威嚇されるなどの被害が発生した場合は、巣を撤去する必要があります。巣のある場所の管理者に状況を説明して、撤去を依頼してください。なお、私有地にある巣の撤去は、区では行いません。

「環境保全課環境美化係」

☎(3647)9373
FAX(5617)5737

実施場所	協力家庭員の自宅
対象児童	1歳～中学3年生
定員	1世帯あたり原則1人(ただし兄弟を同時に預かる場合などは最大4人まで)
委託料	子育て支援課こども家庭支援係へお問い合わせください
利用日数	1回の利用で最長6泊7日
協力家庭員になる要件	次の①～④のすべてを満たすことが登録要件となります。また、区が主催する研修を受講していただきます。 ①夫婦であること。もしくは、主たる養育者を補助できる20歳以上の家族と同居していること。 ②協力家庭員が25歳以上であること。 ③居室が2室以上で合計して10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。 ④看護師、保育士、教員、社会福祉士のいずれかの資格を有する者。または東京都が行っている養育家庭・フレンドホームに登録したことのある者、その他児童の養育に係る資格として区長が認めるもの。
内容	食事の提供、身の回りの世話、学校への送迎等

卵やヒナの採取・処分について

巣の撤去と同時に卵やヒナを採取・処分する場合は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)」により、あらかじめ有害鳥獣捕獲の許可が必要になります。

「鳥獣保護管理法について」東京

☎(5388)3505
FAX(5388)1379